

割増賃金（労基法第37条）算定方式

1. 月決め賃金の場合

(1) 時間外労働割増賃金

$$\frac{\text{月決め賃金（基本給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{年間平均1か月の所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

（但し、時間外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 1.5$ ）

(2) 休日労働割増賃金

$$\frac{\text{月決め賃金（基本給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{年間平均1か月の所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

（但し、休日外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 1.6$ ）

(3) 深夜労働割増賃金

$$\frac{\text{月決め賃金（基本給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{年間平均1か月の所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

2. 日決め賃金の場合

(1) 時間外労働割増賃金

$$\frac{\text{日決め賃金（日給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{1日所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

（但し、時間外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 1.5$ ）

(2) 休日労働割増賃金

$$\frac{\text{日決め賃金（日給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{1日所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$$

（但し、休日外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 1.6$ ）

(3) 深夜労働割増賃金

$$\frac{\text{日決め賃金（日給+〇〇手当+・・・）支給総額}}{\text{1日所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

3. 出来高給賃金の場合

(1) 時間外労働割増賃金

$$\frac{\text{当該期間中の出来高給賃金総額}}{\text{当該期間中の総労働時間数}} \times 0.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

（但し、時間外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 0.5$ ）

(2) 休日労働割増賃金

$$\frac{\text{当該期間中の出来高給賃金総額}}{\text{当該期間中の総労働時間数}} \times 0.35 \times \text{休日労働時間数}$$

（但し、休日外労働が深夜時間に及んだ場合は $\times 0.6$ ）

(3) 深夜労働割増賃金

$$\frac{\text{当該期間中の出来高給賃金総額}}{\text{当該期間中の総労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

※ 深夜時間＝午後10時～午前5時

※ 月決め賃金、日決め賃金、出来高給賃金が混在する場合は、それぞれについて前述した方法で算定した金額の合成額が割増賃金となります。

4. 割増賃金計算における手当の扱いについて

- ①割増賃金の算出の基礎に算入しなくてよい手当は、
1. 家族手当
 2. 通勤手当
 3. 別居手当
 4. 子女教育手当
 5. 臨時に支払われた賃金
 6. 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金
 7. 住宅手当
- の7手当のみ

②算入しなくてよい手当かどうかは、名称ではなく内容により判断します。
例えば、住宅手当という名称であっても、各労働者の住宅事情に関係なく全員一律に同一金額が支給されているような場合は、割増賃金の算出の基礎に算入しなくてよい手当には該当しません。

5. 割増賃金計算における端数処理について

- ① 1月における時間外労働等の時間数の合計に30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、30分以上の端数がある場合にはこれを1時間に切り上げて計算する方法をとることは、労働基準法違反とはなりません。
- ② 一方、日々の時間外労働等の時間数について、30分未満の端数を切り捨てて処理することは認められません。
- ③ 1時間あたりの通常の賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げて処理することは、労働基準法違反とはなりません。
- ④ また、1賃金支払期間における割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合に、前記③と同様の方法をとっても、労働基準法違反とはなりません。

参考) 年間平均1か月の労働時間数は、下記のようにして計算できます。

$$\text{年間平均1か月の} \quad = \frac{\text{(年間の暦日[365 or 366] - 年間所定休日日数)} \times \text{1日の所定労働時間}}{\text{1 2 カ 月}} \\ \text{所定労働時間数}$$

6. 割増賃金計算例

所定労働時間が1日8時間、所定休日が日曜日・土曜日・祝祭日及び年末年始5日間であるA社の場合

A社の年間平均1か月の労働時間数は、

$$\frac{\text{(365 [or 366] - 52日曜 - 52土曜 - 14祝祭日 - 4日 [元旦を除く])} \times \text{8時間}}{\text{1 2 カ 月}} \\ = 162 \text{時間} / \text{月 (or 162. 6)}$$

労働者Bさんの賃金は、基本給・手当とも月決めで、基本給+職務手当+皆勤手当+通勤手当の構成
Bさんの時間外割増賃金は、

$$\frac{\text{基本給} + \text{職務手当} + \text{皆勤手当}}{162\text{時間 (or } 162.6\text{時間)}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

労働者Cさんの賃金は、基本給は日決め・手当は月決めで、基本給+皆勤手当+通勤手当の構成
Cさんの時間外割増賃金は、

$$\left(\frac{\text{基本給}}{8\text{時間}} + \frac{\text{皆勤手当}}{162\text{時間 (or } 162.6\text{時間)}} \right) \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$